

## (目次)

### 1. 「仕組債」とは？

- ① そもそも「仕組債」とはどのような債券ですか？

### 2. 複雑な金融商品の特徴やリスクとは？

- ① EB債（他社株転換可能債券）の特徴やリスクとは？
- ② 日経平均リンク債等の特徴やリスクとは？
- ③ パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは？
- ④ ノックイン型投資信託の特徴やリスクとは？
- ⑤ 証券CFD（差金決済）取引の特徴やリスクとは？

※「リスク」とは、「予想通りにいかない可能性」や「損害を受ける可能性」の度合いをいいます。

※ 詳細につきましてはお取引のある証券会社や金融機関へお問合せください。

### 3. 最近取扱いが増えている投資信託の特徴や仕組みは？

- ① 通貨選択型の投資信託とは？
- ② 毎月分配型の投資信託とは？
- ③ 分配金利回りランキングの見方に注意！

### 4. 個人向け社債の特徴やリスクとは？

- ① 個人向け社債の特徴やリスク、価格情報の入手方法について

### 5. 金融商品に関する広告について

- ① 金融商品に関する広告について

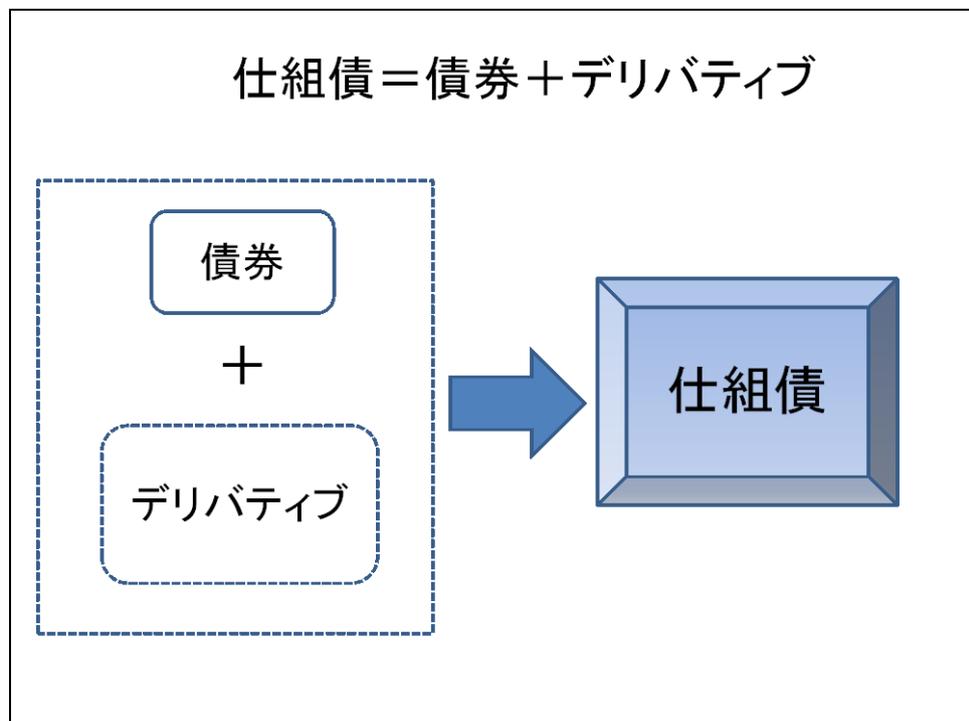
## 「仕組債」とは？

### 1. そもそも「仕組債」とはどのような債券ですか？

- 「仕組債」とは、文字通り、一般的な債券にはみられないような特別な「仕組み」をもつ債券です。

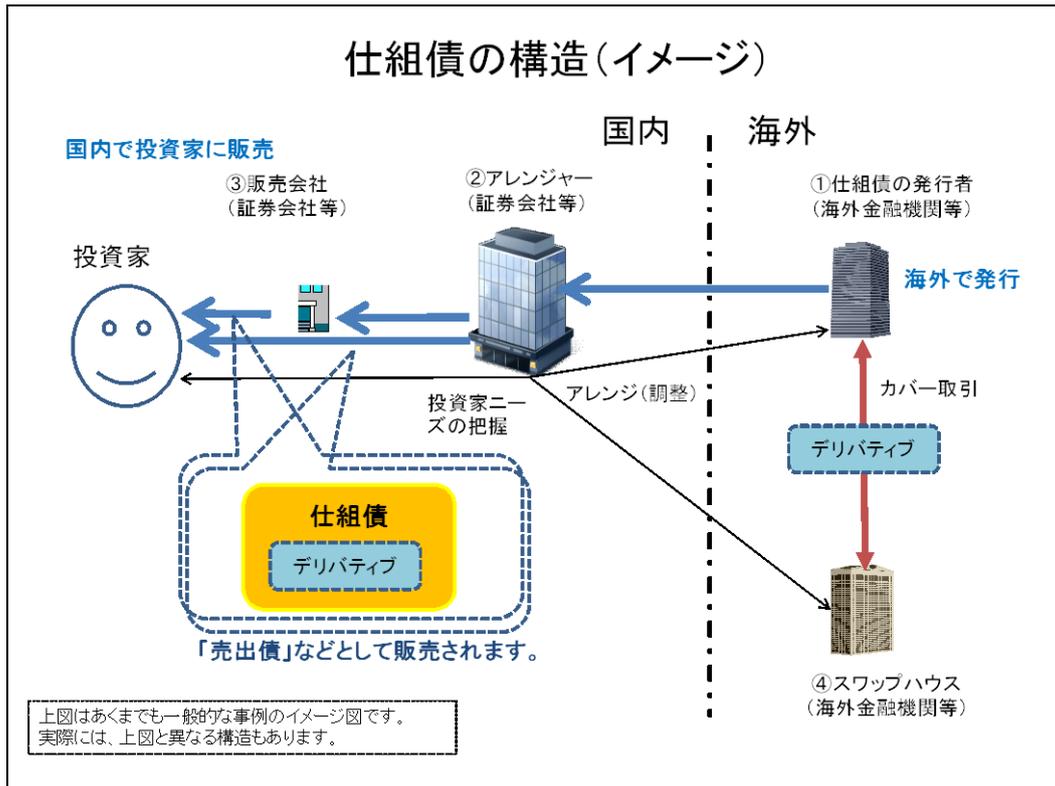
この場合の「仕組み」とは、スワップ（※1）やオプション（※2）などのデリバティブ（金融派生商品）を利用することにより、投資家や発行者のニーズに合うキャッシュフローを生み出す構造を指します。こうした「仕組み」により、満期やクーポン（利子）、償還金などを、投資家や発行者のニーズに合わせて比較的自由に設定することができます。

- ※1 スワップとは、金利（固定金利と変動金利）や通貨（円と外貨）を交換する取引をいいます。例えば、スワップを利用することにより、金利が低下したときに受取利子が増加する（逆に金利が上昇すると受取利息が減少する）ような仕組債を作ることができます。
- ※2 オプションとは、あらかじめ約束した価格で、一か月後、一年後など将来に売ったり買ったりできる権利をいいます。例えば、株価があらかじめ定められた価格を下回ったときに、この権利が行使されて、償還金が減額するような仕組債もあります。



## 2. 「仕組債」の構造はどうなっているのですか？

- 仕組債には、仕組債の発行者のほか、アレンジャーやスワップハウスなどの主体が関係しています。主に海外で発行され、日本国内で、販売会社により「外国債券」として販売（売出しなど）されています。



### ① 仕組債の発行者

仕組債の発行者は、主に海外の金融機関です。アレンジャー（②）によってアレンジ（調整）された仕組債を発行し、資金調達を行います。

仕組債の発行者は、リスクヘッジの目的で、スワップハウス（④）との間でデリバティブ取引を行っています（＝「カバー取引」といいます。）

### ② アレンジャー

仕組債を組成するための調整を行うのが、アレンジャーです。投資家ニーズを把握してどのような仕組債にするかを発行者（①）等との間でアレンジ（調整）します。

### ③ 販売会社

仕組債の販売を行う証券会社です。アレンジャー（②）が販売する場合があります。

- ④ スワップハウス  
デリバティブ取引を活発に行う金融機関等です。

### 3. 「仕組債」にはどのようなリスクがありますか？

---

- 「仕組債特有のリスク」と「一般的な債券に共通するリスク」があります。

#### 仕組債の特有リスク

あらかじめ定められた参照指標に基づきクーポン（利子）が決定される仕組債については、当該参照指標の変動により投資家が受け取るクーポン（利子）が減少するおそれがあります。

あらかじめ定められた参照指標に基づき償還金額が決定される仕組債については、当該参照指標の変動により償還金額が変動することで、投資家が受け取る償還金に差損が生じるおそれがあります。

スワップハウスなどにデフォルト（債務不履行）事由が発生した場合にも、損失が生じるおそれがあります。

上記以外にも、仕組債の商品性によっては、参照指標（株価、株価指数、金利、為替、商品（コモディティ）価格等）等の変動により、投資家が受け取る償還金に差損が発生したり、償還金の支払に代えて株式などの有価証券の受け渡しにより償還されたりするような場合もあります。

## 一般的な債券に共通するリスク

### ① 信用リスク

発行者の倒産などによって債券の利払いや元本の償還が履行されなくなるリスクです。発行者の信用リスクを判断する尺度として、民間の格付会社による「格付」を参照することが多いようです。

### ② 価格変動リスク

満期償還まで保有せずに債券を途中売却する場合には、市場価格（時価）での売却になります。

その場合には、市場価格の状況によっては、売却価格が購入価格を下回り損失が発生することがあります。

### ③ 為替変動リスク

外貨建ての債券の場合には、当該外貨の為替レートの変動によって為替差損が発生する場合があります。例えば、債券を途中で売却する場合には、売却するときの為替レートの差額、満期償還の場合には、償還日の為替レートと購入時の為替レートとの差額がマイナスのとき、それが為替差損となります。

### ④ 流動性リスク

債券の流通市場がない場合や、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合などにおいては、債券を売却することができない可能性があります。

このほかにも、仕組債のリスクはありますので、目論見書や契約締結前交付書面などをよく読んで、内容を十分に理解しましょう。また、上記の事項を含め、不明な点があれば、販売会社に説明を求めましょう。

以 上

## EB債(他社株転換可能債券)の特徴やリスクとは？

### 1. そもそもEB債とは？

- EB債（イービー債：エクステンジャブル・ボンド）とは、「他社株転換可能債」といわれる複雑な金融商品です。本商品は債券であるにもかかわらず、償還日までの株価変動によっては、満期日に金銭（償還金）が支払われる代わりに、当該債券の発行者とは異なる会社の株式（他社株）が交付される場合もあります。
- EB債は、複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性についてしっかりと説明を受け、十分に理解した上で、購入しましょう。

#### ○ 魅力

- ✓ 定期預金や個人向け国債などと比較すると、利子が多くもらえる場合があります。
- ✓

#### ○ 注意すべき事項

- ✓ 償還の際に損失が生じるおそれがあるということが重要なポイントです。
- ✓ 具体的には、「対象株式の価格」が一定価格を下回ると、金銭（償還金）が支払われるのではなく、債券の発行者とは異なる別の会社の株式（他社株式）が交付されます。この場合、交付された株式の時価によっては、実質的な償還金額がEB債への投資元本を下回り（元本割れ）、損失が生じるおそれがあります。
- ✓ また、交付された株式の時価がさらに下がることにより、損失が拡大するおそれもあります。

#### ○説明を受けるべき事項

- ✓ EB債の商品内容はもちろんですが、将来の対象株式の価格変動が与える影響をグラフ等で確認するなど、EB債の投資効果についても十分な説明を受けましょう。

## 2. EB債の商品内容を理解するポイント

- EB債は、将来の「対象株式の価格」の変動によっては、「債券」というよりは「株式」を購入するのと同等の経済効果を持ちます。そのため、以下のポイントについて、証券会社から必ず説明を受けて、商品内容を十分に理解しましょう。

### **ポイント1** 発行・償還条件等の確認

「償還年限」・・・いつ償還されるのか。

「利率」・・・債券の利子はいくらもらえるのか。

※年利で表示されていますので、実際にもらえる金額も確認しておきましょう。

「発行価格」・・・発行時の債券の価格はいくらか。

「償還価格」・・・金銭で償還されるのはどのような場合か、その場合に償還される金額はいくらか。

また、株式で償還されるのはどのような場合か。

※株式で償還されるか、金銭で償還されるかは、将来の株価次第ですので、この点が投資判断の際の重要なポイントとなります。

「当初価格」・・・発行条件設定の際に基準となった対象株式の価格はいくらか。

「基準価格」・・・株式で償還されること等の条件が決まる価格はいくらか。

「発行者の信用リスク」・・・債券の発行者はどんな会社か。また、その会社の財務状況や格付けはどうか。

※債券の発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、  
①元本や利息の支払い能力（信用度）が変化し、それらの支払が滞ったり、支払不能となるリスクや②債券の価格が変動することに伴って、売却する際に投資元本を割り込み、損失を被るリスクがあります。

等、債券の発行・償還条件を確認しましょう。

## **ポイント2** 他社株式への転換に係る事項の確認

- ✓ 「基準価格」と「勧誘された時期における対象株式の価格」との乖離幅（基準価格に対して現在の株価がどれくらい離れているのか）はどうか。
- ✓ 「ノックイン条項」（満期までの一定期間中、転換対象株式の価格が一度でもノックイン価格に達した場合<ノックインすれば>、EBと同様の償還条件となる条項）はどのような内容になっているか。「発行価格」・・・発行時の債券の価格はいくらか。

等、他社株式への転換に係る事項を確認しましょう。

※一般的に、「ノックイン条項」とは、原資産等が一定の価格に達した場合に、権利が発生する条項のことをいいます。また、ノックアウト条項とは、原資産等が一定の価格に達した場合に、権利が消滅する条項のことをいいます。

## **ポイント3** 投資判断時の対象株式の価格水準の確認

- ✓ EB債の発行条件を設定する際に基準となった対象株式の価格と、お客様の投資判断の際の対象株式の価格とを比較した場合、EB債の発行条件がお客様にとって不利なもの（注）になっていることがありますので、対象株式の価格水準についてもよく確認しましょう。

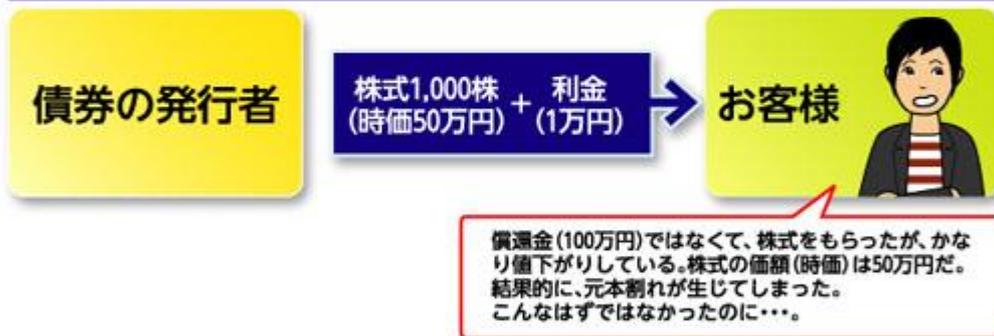
（注）投資判断時の株価が発行条件の設定時に比べて下落しているようなケースでは、基準価格に到達するまでの株価の幅（価格差）がすでに縮小していることとなります。

## <発行時>



## <満期(償還)>

(1) 「対象株式の価格」 < 「基準価格」となった場合



(2) 「対象株式の価格」 ≥ 「基準価格」の場合



※上記以外にも、様々な商品がありますので、目論見書等によりきちんと説明を受けましょう。

**円建他社株転換条件付デジタル・クーポン債券**  
(ノックイン型・期限前償還条項付)

〇〇金融公社が発行する債券ですが、〇〇金融公社の株式に転換されるわけではありません。

償還年限もきちんと確認しましょう。

対象株式の価格水準などもきちんと確認しましょう。

**発行体** ●●金融公社  
**券面総額** ●●億円  
**表面利率** (1) 2010年9月1日-2010年12月25日 → 年10%  
 (2) 2010年12月25日-償還日または早期償還前日  
 利率決定日の対象株式の終値が  
 (a) 利率決定価格以上の場合 → 年10%  
 (b) 利率決定価格未満の場合 → 年1%  
\*利率決定価格:当初価格の80%

**期間** 2年  
**売出国** 2010年8月21日-8月29日  
**受渡日** 2010年9月1日  
**償還日** 2012年8月26日  
**売出人** ●●証券  
**対象株式** ●●商事  
**早期償還** 期限前償還判定日の対象株式の終値が期限前償還判定価格以上の場合  
 → 額面金額で償還  
\*期限前償還判定価格:当初価格の105%  
**満期償還** (1) ノックイン事由が発生しなかった場合  
 → 額面金額で償還  
 (2) ノックイン事由が発生した場合  
 → 交付株式数の対象株式と現金残余額の交付で償還  
\*転換価格:当初価格の100%  
 \*ノックイン価格:当初価格の60%  
 \*ノックイン事由:対象株式株価が一度でもノックイン価格以下になること

**計算代理人** ●●

利率として年利が表示されることが一般的ですので、実際に受け取る利金の額も計算してみましょう。預貯金などの金利と比べると、かなり高い場合(ボーナスクーポンなどと表記される場合もあります)がありますが、償還時に損失が生じるおそれがありますので、注意が必要です。

利率の変更の条件についてもきちんと確認しましょう。

早期償還の条件やノックイン条項など償還時の条件についてもきちんと確認しましょう。さらに複雑な条件の場合もあります。

**○ EB債への投資により生ずる可能性のある損失等に関して**

- ✓ 株式で償還される場合、そのときの株式の価格によっては実質的な償還金額が投資元本を下回る（損失）可能性があります。
- ✓ EB債は、対象株式を購入する場合と同様に、対象株式の価格の下落により損失が生じる可能性があります。

※また、EB債に特有のものではありませんが、債券の発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、①元本や利息の支払い能力（信用度）が変化し、それらの支払が滞ったり、支払不能となるリスクや②債券の価格が変動することに伴って、売却する際に投資元本を割り込み、損失を被るリスクがあります。

※ 上記の事項は、一般的なEBの重要な事項についての考え方を示したものです。したがって、EB債の商品性等によっては上記以外の重要事項もありますので、きちんと説明を受け、理解しましょう。また、募集・売り出しにより販売されるEB債については、上記の事項を含め、目論見書を読んで、不明な点があれば、証券会社に説明を求めましょう。

以 上

## 日経平均リンク債の特徴やリスクとは？

### 1. そもそも日経平均リンク債とは？

- 日経平均リンク債とは、基準日からの日経平均株価の変動率等によって、以下のよう  
に償還金額や利率が変動するという性質を持った債券です。

#### ○償還金額が変動する日経平均リンク債

株価観察期間中に日経平均株価があらかじめ決められた水準以下となった場合、額面金額ではなく、日経平均株価の変動に連動して償還金額が変動することになります。なお、「株価観察期間中に日経平均株価があらかじめ決められた水準以下となること」を「ノックイン」いい、「あらかじめ決められた水準」のことを「ノックイン価格」といいます。

#### ○利率が変動する日経平均リンク債

利率決定日における日経平均株価があらかじめ決められた基準価格以上となった場合は高い利率が適用され、基準価格未満の場合は低い利率が適用されるといったように、期中の日経平均株価の変動により、債券の利率が変動することになります。

- 通常、日経平均株価が一定水準（早期償還判定水準）以上となった場合は、債券が早期償還される「早期償還条項」がついています。
- 日経平均リンク債は、複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性についてしっかりと説明を受け、十分に理解したうえで購入しましょう。

#### ○ 魅力

- ✓ ノックインしなかった場合は、あらかじめ設定された償還価格（通常、額面金額の100%）で償還され、一般的な同期間の債券などと比較して、相対的に高い利回りが期待できます。

#### ○ 注意すべき事項

- ✓ ノックインした場合に日経平均株価に連動して債券の償還金額が変動するような日経平均リンク債については、ノックイン後の日経平均株価（最終評価日の

株価)があらかじめ設定された日経平均株価を上回らないような場合、投資額を下回る金額にて償還されるため損失が発生します。さらに、日経平均株価が下落し続けた場合、投資額を大幅に下回る金額にて償還されるため損失が拡大します。また、債券に設定された仕組みによっては元金がゼロになってしまう場合もあります。

- ✓ 日経平均株価の動向により、満期償還日より前に早期償還される場合があります。
- ✓ 早期償還された場合、それ以降は当初期待した利回りが得られなくなりますが、早期償還によりロックインの可能性はなくなり、損失が生じることを回避できます。
- ✓ ただし、早期償還するだろうと考えて購入したものの、購入後は株価が下落したために結果的に早期償還とならず、逆にロックインによって投資額を下回る金額で償還されるような場合や、長期間低い金利しか受け取れないような場合もあります。
- ✓ このため、購入時には、早期償還の条件について、ご投資資金の使途や投資目的に照らしてよく確認するようにしましょう。

#### ○説明を受けるべき事項

- ✓ 日経平均リンク債の商品内容はもちろんですが、将来の日経平均株価の変動などが与える影響度をグラフや表等で確認するなど、日経平均リンク債の投資効果についても十分な説明を受けましょう。

## 2. 日経平均リンク債の商品内容を理解するポイント

- 日経平均リンク債は、将来の日経平均株価の変動により損失が生じる可能性があります。そのため、以下のポイントについて、販売会社から必ず説明を受けて商品内容を十分に理解しましょう。

### ポイント1 発行・償還条件等の確認

「償還期限」・・・いつ償還されるのか

※償還までの期間が長いほど、日経平均株価の変動の影響を受ける可能性が高くなります。

また、「早期償還条項」がついている場合には、当該条項の内容を十分に確認しておきましょう。

「利率（クーポン）」・・・債券の利率はいくらか。

※期中に利率が変更となる可能性がある場合は、変更となる条件を十分に確認しておきましょう。

※一般的にロックイン価格と現在の日経平均株価の価格の差が大きいほどロックインする可能性（リスク）が小さくなるため利率は低く、反対に価格の差が小さいとロックインする可能性が高まるため利率は高く設定されます。

「発行価格」・・・発行時の債券の価格はいくらか

「償還価額」・・・償還される金額はいくらか。ロックインした場合に償還金額はどのように変動するのか。

※ロックイン後は日経平均株価に連動して償還金額が変動する場合、償還金額が投資元本を下回る可能性があるため、ロックインの条件や償還金額の計算方法をしっかり確認しておきましょう。

「中途売却」・・・中途売却は可能か。仮に可能な場合、取扱条件はどうなっているか。

「発行者の信用リスク」・・・債券の発行者はどんな会社か。また、その会社の財務状況や格付けはどうか。

※債券の発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、①元本や利息の支払い能力（信用度）が変化し、それらの支払が滞ったり、支払不能となるリスクや②債券の価格が変動することに伴って、売却する際に投資元本を割り込み、損失を被るリスクがあります。

等、債券の発行・償還条件を確認しましょう。

## **ポイント2** 早期償還の条件についての確認

- ✓ 早期償還の判定日はいつか。
- ✓ 「早期償還判定水準」はどの程度の水準に設定されているか。また、早期償還判定の基準となる日経平均株価は、過去にどの程度変動したことがあるか。
- ✓ 早期償還時の償還金額はどうなるか。

など、早期償還の条件について十分に確認しましょう。

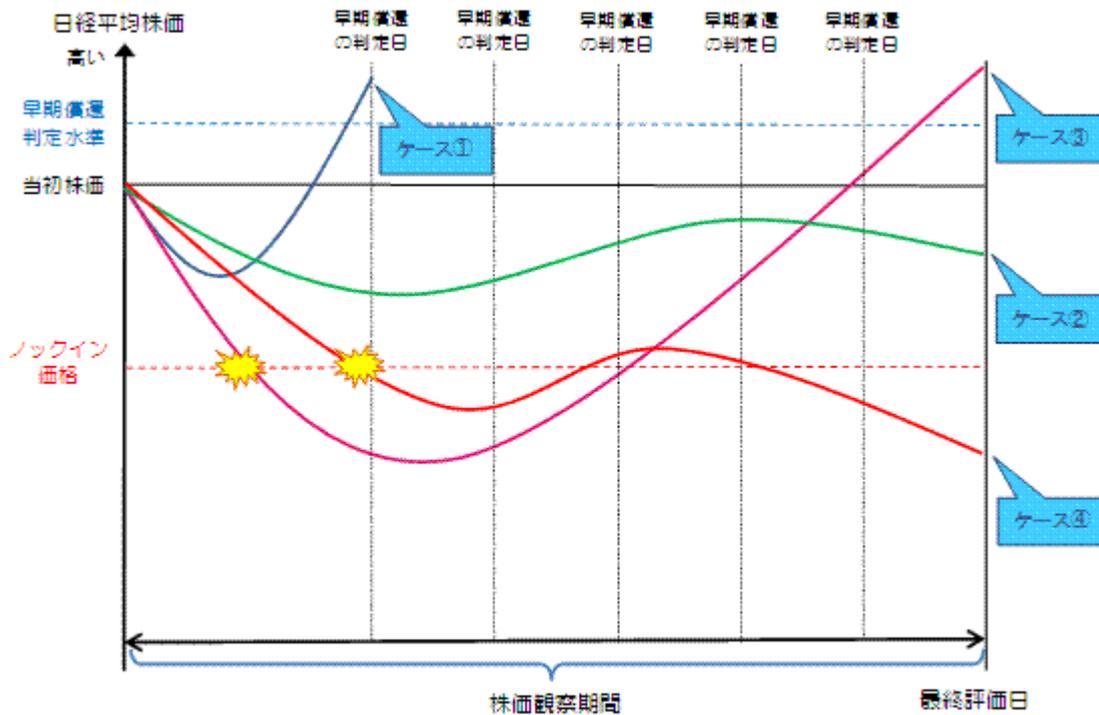
### **ポイント3** ノックインの条件についての確認

- ✓ ノックインの判定期間はどのように設定されているか。
- ✓ ノックイン価格はどの程度の株価水準に設定されているか。また、ノックイン判定の基準となる日経平均株価は、過去にどの程度変動したことがあるか。
- ✓ ノックイン後の日経平均株価の変動により、償還金額はどのように変動するのか。元金がゼロになってしまう可能性はあるのか。

など、ノックインの条件について十分に確認しましょう。

### 3. 日経平均リンク債の償還について

- ここでは、日経平均株価の変動によって、日経平均リンク債の償還条件がどのように変わるのかという点について、具体例を用いてご説明いたします。
- 下の図は、日経平均株価の変動によって想定される主な償還パターンをグラフに表したものです。



#### 【条件例】

日経平均リンク債を 100 万円（額面金額）購入

当初株価：10,000 円

ノックイン価格：7,000 円

早期償還判定水準：11,000 円

償還金額

○早期償還の場合：額面金額の 100%で償還

○満期償還の場合：

ノックインしなかった場合

額面金額の 100%で償還

ノックインした場合

額面金額 × (最終評価日の日経平均株価 ÷ 当初株価) ※で償還  
※計算の結果、額面金額を超える場合は額面金額の 100%

利子、手数料、税金については考慮していません。

## <早期償還の場合>

### ケース①

日経平均株価が早期償還の判定日（初回）に早期償還判定水準を上回ったため、  
額面金額 100 万円 にて早期償還されました。

## <満期償還の場合>

### ケース②

日経平均株価が各判定日において早期償還判定水準を上回らず、かつ株価観察期間中に一度も日経平均株価がロックイン価格以下になりませんでしたので、  
額面金額 100 万円 にて満期償還されました。

### ケース③

日経平均株価が各判定日において早期償還判定水準を上回らず、また、株価観察期間中に日経平均株価がロックイン価格を下回ったものの、最終評価日の日経平均株価（12,000 円）が当初株価を上回りましたので、  
額面金額 100 万円※ にて満期償還されました。

※額面金額 100 万円 × (最終評価日の日経平均株価 12,000 円 ÷ 当初株価 10,000 円)  
=120 万円ですが、  
計算結果が額面金額を上回ったため、償還金額は額面金額の 100%となります。

### ケース④

日経平均株価が各判定日に早期償還判定水準を上回らず、また、株価観察期間中に日経平均株価がロックイン価格を下回り、かつ最終評価日の日経平均株価（6,000 円）が当初株価を下回りましたので、  
額面金額 100 万円 × (6,000 円 ÷ 10,000 円) =60 万円 (▲40 万円) にて満期償還され、損失が発生しました。

## ○日経平均リンク債に特有のリスク

- ✓ ノックイン後は日経平均株価に連動して償還金額が変動する場合、償還金額が投資額を下回り、損失が発生する可能性があります。
- ✓ 外貨建ての場合、為替の変動により償還時の円での受取額が投資額を下回り、損失が発生する可能性があります。

- ✓ 一般的に日経平均リンク債は中途売却が困難であるほか、仮に中途売却ができた場合でも、売却価格が額面金額を下回り、損失が発生する可能性があります。

※ また、日経平均リンク債に特有のものではありませんが、債券の発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、①元本や利息の支払い能力（信用度）が変化し、それらの支払いが滞ったり、支払不能となるリスクや②債券の価格が変動することに伴って、売却する際に投資元本を割り込み、損失を被るリスクがあります。

※ 上記の事項は、一般的な日経平均リンク債の重要な事項についての考え方を示したものです。したがって、日経平均リンク債の商品性等によっては上記以外の重要事項もありますので、目論見書や契約締結前交付書面などによりきちんと説明を受けて、内容を十分に理解しましょう。また、上記の事項を含め、目論見書や契約締結前交付書面を読んで不明な点があれば、販売会社に説明を求めましょう。

以 上

## パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは？

### 1. そもそもパワー・リバース・デュアルカレンシー債とは？

- パワー・リバース・デュアルカレンシー債（PRDC債：Power Reverse Dual Currency Bond）とは、「購入代金及び償還額の通貨（通常は円貨）」と「利払いの通貨（通常は外貨）」が異なる債券（リバース・デュアルカレンシー債）の一形態で、利回りをさらに高めるため、利率部分に手を加えた債券をいいます。
- 発行体が期限前償還できる権利を持つ「期限前償還条項」や、為替相場が一定の水準を超えたときに繰上償還する「トリガー条項」がついているものもあります。
- また、償還金額が為替相場に連動するような「償還元本為替連動型」のPRDC債もあります。
- PRDC債は複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性やリスクについてしっかりと説明を受け、十分に理解したうえで、購入しましょう。

#### ○ 魅力

- ✓ 定期預金や個人向け国債などと比較すると、利子が多くもらえる場合があります。

#### ○ 注意すべき事項

- ✓ 為替レートが円安になった場合、PRDC債の利率は高くなります。ただし、円安が一定の水準を超えた場合や一定額以上の利子が累計で支払われた場合には早期償還され、高い利率を短期間しか享受できない場合があります（注）。
- ✓ 逆に為替レートが円高になった場合、PRDC債の利率は低くなり、最悪0%になってしまう可能性があります。さらに満期日まで一定の為替レート以上の円高が続いた場合、利率が0%の状態が続くこととなります。

※ 購入代金と償還額が円で、利払いが米ドルであるPRDC債の場合、PRDC債の利率は

**米ドル金利 × (利率決定時為替レート ÷ 基準為替レート) - 円金利 【ただし利率 ≥ 0】**

を基準に決められることが多いため、金利情勢や為替相場によって利率が変動することとなります。

- ✓ また、利子を外貨で受け取るため、円換算では期待したほど高い利回りが得られない可能性があります。

(注) 早期償還された場合、それ以降は当初期待した利回りが得られなくなりますが、早期償還によりロックインの可能性はなくなり、損失が生じることを回避できます。

ただし、早期償還されるだろうと考えて購入したものの、購入後は円高が進んだため結果的に早期償還されず、長期間低い金利しか受け取れなくなるような場合もあります。

このため、購入時には、早期償還の条件について、ご投資資金の用途や投資目的に照らしてよく確認するようにしましょう。

## ○説明を受けるべき事項

- ✓ PRDC 債の商品内容はもちろんですが、将来の金利情勢や為替相場の変動などが与える影響度をグラフや表等で確認するなど、PRDC 債の投資効果についても十分な説明を受けましょう。

## 2. PRDC 債の商品内容を理解するポイント

- PRDC 債は、将来の金利情勢や為替相場の変動によって、受け取ることの出来る利子の額が変わってきます。そのため、以下のポイントについて、販売会社から必ず説明を受けて商品内容を十分に理解しましょう。

### ポイント1 発行・償還条件等の確認

「償還期限」・・・いつ償還されるのか。

※期間が 20 年～30 年の超長期の商品もあります。償還までの期間が長いほど、金利情勢や為替相場の変動による影響を受ける可能性が高くなります。

「利子（クーポン）」・・・利子の支払い通貨はどの通貨か。また、債券の利率はいくらか。

※利率については、償還まで一定ではなく、将来の金利情勢や為替相場の変動の影響を受けます。たとえば、一定以上の円高が長く続いた場合、長期間に渡り、利子が受け取れない、または非常に少なくなる可能性もあります。

(下記ポイント2も参照してください)

◇利子が受け取れない場合の具体例

次の計算式により利率が決定されるような場合、為替相場が 60 円/ドル以上の円高になると利率が0%となり、利子が受け取れなくなります。

<計算式>

$$\text{利率} = (5\% \times \text{利率決定時為替レート} / 100 \text{円}) - 3\% \quad \text{【ただし利率} \geq 0\text{】}$$

「発行価格」・・・発行時の債券の価格はいくらか。

「償還価格」・・・償還される金額はいくらか。また、その金額は確定しているか。

特に、償還元本が為替連動型のように償還金額が為替相場に連動する商品の場合は、償還金額の決定条件はどのようになっているか。

「繰上償還条項」・・・「期限前償還条項」や「トリガー条項」等がある場合は、どのような条件で適用されるか。

「中途売却」・・・中途売却は可能か。仮に可能な場合、中途売却の取扱条件はどのようになっているか。

「発行者の信用リスク」・・・債券の発行者はどんな会社か。また、その会社の財務状況や格付けはどうか。

※債券の発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化などにより、①元本や利息に支払い能力（信用度）が変化し、それらの支払が滞ったり、支払不能となるリスクや②債券の価格が変動することに伴って、売却する際に投資元本を割り込み、損失を被るリスクがあります。

等、債券の発行・償還条件を確認しましょう。

## **ポイント2** 利率の計算方法についての確認

- ✓ 利率の計算方法はどのような内容になっているか。
- ✓ 金利情勢や為替相場の変動により、利率がどのように変化するのか。
- ✓ また、利率が0%となるような場合の為替相場（円高）の水準はどれくらいか。など、早期償還の条件について十分に確認しましょう。

3. 購入時・利払い時の資金の流れ

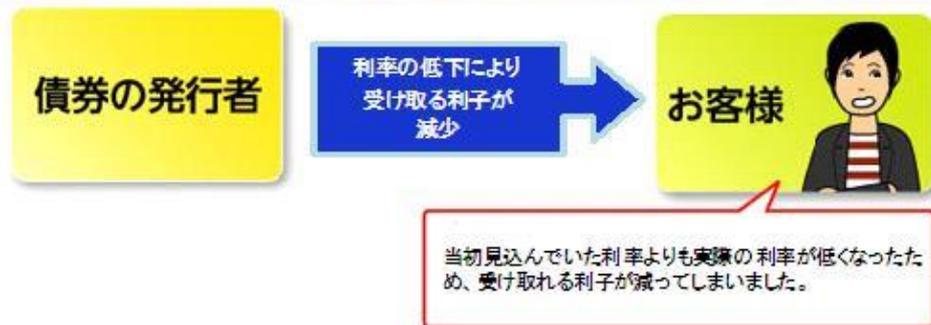
<購入時>



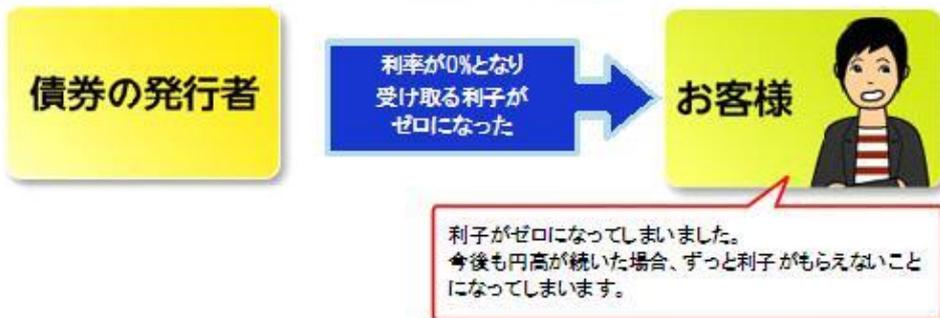
<利払い時>

※下記の図は例示であって、利子や支払通貨は債券の条件によって異なります。

(1) 利率決定時の為替相場がよりも基準為替レートよりも円高になった場合



(2) 利率決定時の為替相場が所定の水準を超えて円高になった場合



(3) 利率決定時の為替相場が基準為替レートよりも円安になった場合



## 4. PRDC 債に特有のリスク

### ○ PRDC 債に特有のリスクについて

- ✓ 金利情勢や為替相場の変動により、債券の利率が0%となる可能性があります。
- ✓ なお、利率が0%となった場合、償還までの期間が長い債券ほど大きく値下がりがりする可能性があるため、中途売却を行おうとすると大きな損失が生じるおそれがあります。
- ✓ 償還元本為替連動型の PRDC 債の場合、為替相場の変動により償還金額が変動するため、償還金額が投資元本を下回る可能性があります。
- ✓ 一般的に PRDC 債は中途売却できない可能性があり、仮に中途売却できた場合でも、債券価格の下落により投資元本を下回る損失が発生する可能性があります。

※ 金利情勢や為替相場の変動により、債券の利率が0%となる可能性があります。  
なお、利率が0%となった場合、償還までの期間が長い債券ほど大きく値下がりがりする可能性があるため、中途売却を行おうとすると大きな損失が生じるおそれがあります。  
償還元本為替連動型の PRDC 債の場合、為替相場の変動により償還金額が変動するため、償還金額が投資元本を下回る可能性があります。  
一般的に PRDC 債は中途売却できない可能性があり、仮に中途売却できた場合でも、債券価格の下落により投資元本を下回る損失が発生する可能性があります。

※ 上記の事項は、一般的な PRDC 債の重要な事項についての考え方を示したものです。PRDC 債の商品性等によっては上記以外の重要事項もありますので、目論見書などによりきちんと説明を受けて、内容を十分に理解しましょう。また、上記の事項を含め、目論見書などを読んで不明な点があれば、販売会社に説明を求めましょう。

以 上

## ノックイン投信の特徴やリスクとは？

### 1. そもそもノックイン投信とは？

- 株価指数など対象となる資産の価格（以下、「株価指数等」といいます）があらかじめ決められた水準と等しくなるかこれを超えることを「ノックイン」といい、「あらかじめ決められた水準」のことを「ノックイン価格」といいます。
- 「ノックイン投信」とは、上述の「ノックイン」にならなければ、比較的高い利回りが支払われるといった、特殊な条件が定められた債券（仕組債）を投資対象とする投資信託で、期間中に一度でも「ノックイン」になった場合には、株価指数等に連動して償還価額が変動することとなります。
- また、多くのノックイン投信では、株価指数等が一定水準（早期償還判定水準）と等しくなるかまたはこれを超えた場合に投資信託が早期償還される「早期償還条項」がついています。
- ノックイン投信は、複雑な仕組みの金融商品ですので、商品の特性などについてしっかりと説明を受け、十分に理解したうえで購入しましょう。

#### ○ 魅力

- ✓ ノックインしない場合には、元本が確保されるとともに、定期預金や個人向け国債などを比較すると、高利回りが期待できます。

#### ○ 注意すべき事項

- ✓ 投資元本が保証されているものではなく、株価指数等の動向によっては、償還の際に損失が生じるおそれがあります。例えば、日経平均株価を対象としたノックイン投信の場合、日経平均株価が一度でもノックイン価格以下となると、償還価額は日経平均株価に連動して変動することになるため、ノックイン後の日経平均株価があらかじめ設定された日経平均株価を上回らない場合には、投資額を下回る金額にて償還されることにより損失が発生します。さらに日経平均株価が下落し続けた場合、投資額を大幅に下回る金額にて償還されることになり損失が拡大します。※
- ✓ 株価指数等の動向により、満期償還日より前に早期償還される場合があります。

- ✓ 早期償還された場合、それ以降は当初期待した利回りが得られなくなりますが、早期償還によりノックインの可能性はなくなり、損失が生じることを回避できます。
- ✓ ただし、早期償還するだろうと考えて購入したものの結果的に早期償還とならず、逆にその後の株価指数等の変動によってノックインとなり、投資額を下回る金額にて償還されるような場合もあります。
- ✓ このため、購入時には、早期償還の条件について、ご投資資金の用途や投資目的に照らしてよく確認するようにしましょう。
  - ※ 分配金については考慮していません。

## ○説明を受けるべき事項

- ✓ ノックイン投信の商品内容はもちろんですが、将来の株価指数等の変動が与える影響をグラフや表で確認するなど、ノックイン投信の投資効果についても十分な説明を受けましょう。

## 2. ノックイン投信の商品内容を理解するポイント

- ノックイン投信は、将来の株価指数等の変動により損失が生じる可能性があります。そのため、以下のポイントについて、販売会社から必ず説明を受けて商品内容を十分に理解しましょう。

### ポイント1 募集・償還条件等の確認

「信託期間」・・・いつ償還されるのか。

※償還までの期間が長いほど、株価指数等の変動の影響を受ける可能性が高くなります。  
また、「早期償還条項」がついている場合には、条件をしっかりと確認しておきましょう。

「分配金」・・・投資信託の分配金はどのくらいを目指すのか。

「償還価額」・・・償還される金額はいくらか。ノックインとなった場合、償還価額はどのように変動するのか。

※ノックイン後は、株価指数等に連動して償還価額が変動することとなり、償還価額が投資金額を下回る可能性があるため、ノックインの条件や償還価額の計算方法をしっかりと確認しておきましょう。

「手数料」・・・購入時や解約時などに支払う手数料はどのくらいか。

※直接支払う必要があるもの以外にも、信託報酬など間接的に負担しなければならない費用もありますので、しっかり確認しておきましょう。

「中途解約」・・・中途解約は可能か。仮に可能な場合、取扱条件はどうなっているか。

など、投資信託の募集・償還条件等を確認しましょう。

## **ポイント2** 早期償還の条件についての確認

- ✓ 早期償還の判定日はいつか。
- ✓ 「早期償還判定水準」はどの程度の水準に設定されているか。また、早期償還判定の基準となる株価指数等は、過去にどの程度変動したことがあるか。
- ✓ 早期償還時の償還価額はどうなるか。

など、早期償還の条件について十分に確認しましょう。

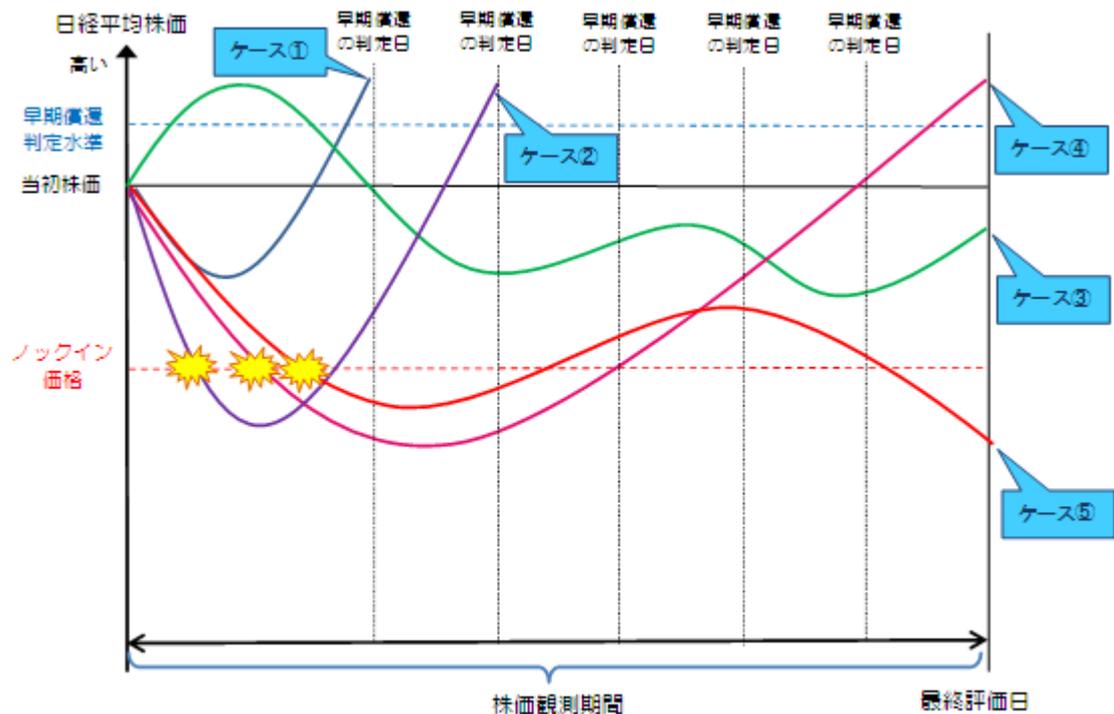
## **ポイント3** ノックインの条件についての確認

- ✓ ノックインの判定期間はどのように設定されているか。
- ✓ ノックイン価格はどの程度の水準に設定されているか。また、ノックイン判定の基準となる株価指数等は、過去にどの程度変動したことがあるか。
- ✓ ノックイン後の株価指数等の変動により、償還価額はどのように変動するか。
- ✓

など、ノックインの条件について十分に確認しましょう。

### 3. ノックイン投信の償還について

- ここでは、株価指数等の変動によって、ノックイン投信の償還条件がどのように変わるのかという点について、具体例を用いてご説明いたします。
- 下の図は、日経平均株価の値動きによって償還条件が決定される仕組みのノックイン投信について、想定される主な償還パターンをグラフに表したものです。



#### 【条件例】

- ✓ 1万口あたり 10,000 円（投資元本）で 100 万口分購入（100 万円分）
- ✓ 分配金相当額：1 万口当り 100 円
- ✓ 当初株価：10,000 円
- ✓ ノックイン価格：7,000 円
- ✓ 早期償還判定水準：11,000 円
- ✓ 償還価額（1 万口あたり）
  - 早期償還の場合：投資元本 10,000 円＋分配金相当額 100 円＝10,100 円
  - 満期償還の場合：
    - ノックインしなかった場合
    - 投資元本 10,000 円＋分配金相当額 100 円＝10,100 円
    - ノックインした場合

$$\frac{\{ \text{投資元本 } 10,000 \text{ 円} \times (\text{最終評価日の日経平均株価} \div \text{当初株価}) \}}{\text{※}} + \text{分配金相当額 } 100 \text{ 円}$$

※計算の結果、10,000円を超える場合は10,000円

償還までの分配金受取り額、手数料、税金については考慮していません。

<早期償還の場合>

**ケース①**

日経平均株価が早期償還の判定日（初回）に早期償還判定水準を上回ったため、  
償還価額  $10,100 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} / 1 \text{ 万口} = 101 \text{ 万円}$  にて早期償還されました。

**ケース②**

日経平均株価がノックイン価格を下回りましたが、その後の早期償還の判定日に早期償還判定水準を上回ったため、  
償還価額  $10,100 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} / 1 \text{ 万口} = 101 \text{ 万円}$  にて早期償還されました。

<満期償還の場合>

**ケース③**

日経平均株価が各判定日において早期償還判定水準を上回らず、かつ株価観察期間中に一度も日経平均株価がノックイン価格以下になりませんでしたので、  
償還価額  $10,100 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} / 1 \text{ 万口} = 101 \text{ 万円}$  にて満期償還されました。

**ケース④**

日経平均株価が各判定日において早期償還判定水準を上回らず、また、株価観察期間中に日経平均株価がノックイン価格を下回ったものの、最終評価日の日経平均株価（12,000円）が当初株価を上回りましたので、  
償還価額  $10,100 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} / 1 \text{ 万口} = 101 \text{ 万円}$  にて満期償還されました。

※〔投資元本 10,000円 × (最終評価日の日経平均株価 12,000円 ÷ 当初株価 10,000円)〕 = 12,000円  
と上限 10,000円を超えるため、償還金額は 10,000円 + 100円 = 10,100円となります。

**ケース⑤**

日経平均株価が各判定日に早期償還判定水準を上回らず、また、株価観察期間中に日経平均株価がノックイン価格を下回り、かつ最終評価日の日経平均株価（6,000円）が当初株価を下回りましたので、  
償還価額  $6,100 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} / 1 \text{ 万口} = 61 \text{ 万円}$  にて満期償還されました。

※〔投資元本 10,000円 × (最終評価日の日経平均株価 6,000円 ÷ 当初株価 10,000円)〕 + 100円  
= 6,100円

### ○ノックイン投信に特有のリスク

- ✓ ノックインとなった場合は、株価指数等に連動して償還価額が変動するため、償還された金額が投資額を下回り、損失が発生する可能性があります。
- ✓ 一般的にノックイン投信は中途解約できないものが多く、仮に中途解約ができた場合でも解約価額が申込価額を下回り、損失が発生する可能性があります。

※ 上記の事項は、一般的なノックイン投信の重要な事項についての考え方を示したものです。したがって、ノックイン投信の商品性等によっては上記以外の重要事項もありますので、目論見書などによりきちんと説明を受けて、内容を十分に理解しましょう。また、上記の事項を含め、目論見書を読んで不明な点があれば、販売会社に説明を求めましょう。

以 上

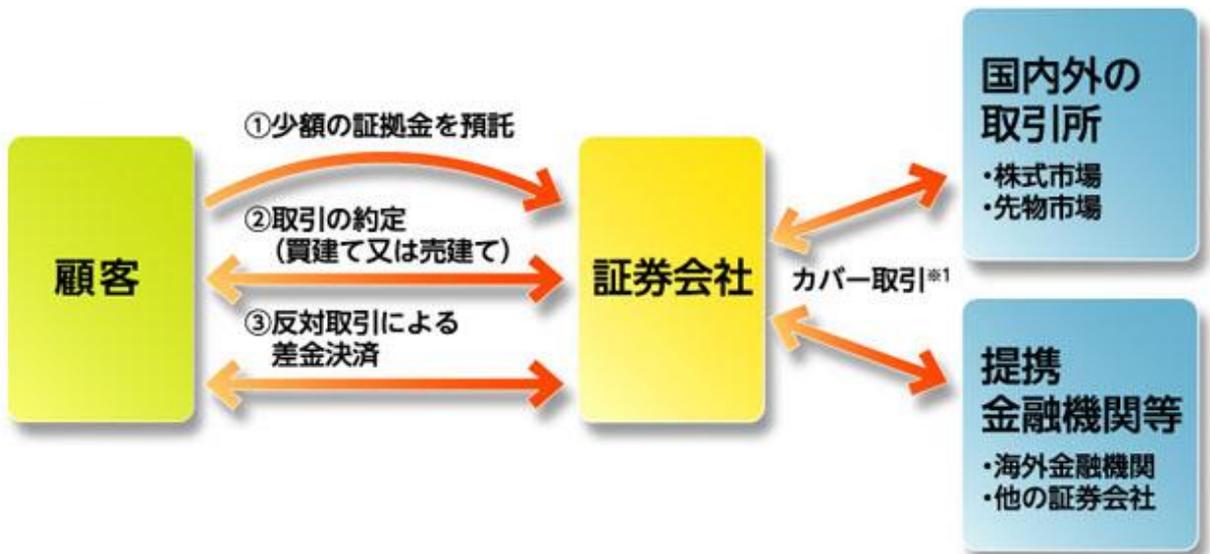
## 証券CFD（差金決済）取引の特徴やリスクとは？

### そもそも「証券CFD取引」とは？

- 証券CFD（差金決済；Contract For Difference）取引とは、少額の証拠金を預託し、国内外に上場する株式、世界の主要な市場の株価指数・株価指数先物、債券先物等の価格を参照し、取引開始時と終了時の価格差により決済が行われる差金決済デリバティブ取引の一種です。

なお、本資料においては、原則、店頭デリバティブ取引として行われる証券CFD取引について説明しています。上場するCFD取引の詳細は、契約締結前交付書面や当該CFD取引が上場している取引所のホームページ等でご確認ください。

### <証券CFD取引(店頭取引)のイメージ図>



- 店頭CFD取引は、お客様と証券会社との相対取引になります。取引にあたっては、まず、お客様は証券会社に証拠金を差し入れ、CFD取引（注文するCFD銘柄、買建または売建の別、注文数量、価格等）の注文を指示します。その後、反対の取引を行うことにより一連の取引を決済致します。この間、証券会社は、お客様との間で生じたポジションリスクを回避するための取引を行って

います。

(注1) 証券会社は通常、顧客の注文と同等程度の注文を取引所または提携金融機関等に発注することにより、顧客が利益を出し、証券会社はその分の損失を被るリスクを減少させています。こうした取引所または提携金融機関等との間で行う取引のことを「カバー取引」といいます。

- 証券CFD取引では証拠金をもとに、レバレッジ(注2)を効かせた取引が可能であるため、多額の利益を得る可能性がある反面、証拠金を超える多額の損失を被るおそれがあります。また、ほかにも様々なリスクが想定されます。取引を行う前には証券会社からリスクの説明を受け、契約締結前交付書面や説明書等をよく読んで理解し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において取引を行いましょう。

(注2) レバレッジとはこを意味し、CFD取引においては、預けた証拠金を担保にすることで、証拠金の額を超える取引が可能になることを意味します。

**<取引例(買建ての場合)>**



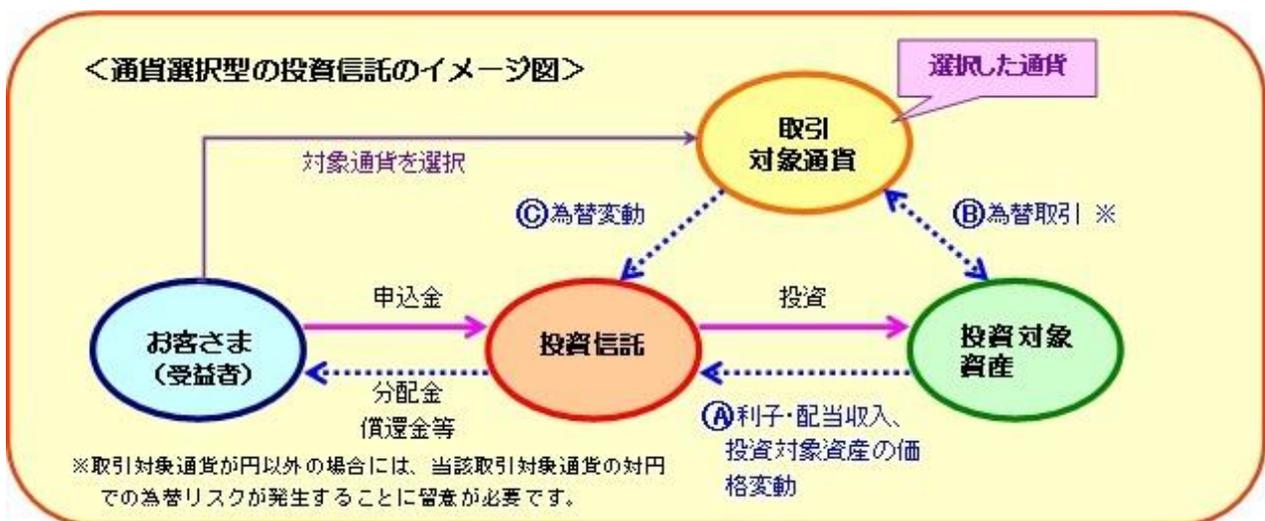
※上記の図は取引を簡略化したものです。実際の証拠金の取扱いや手数料等に関しては、証券会社の契約締結前交付書面等で十分にご確認ください。

(注3) ロスカット取引とは、お客様の証拠金が必要証拠金の一定額を下回った場合、損失の拡大を防ぐために、お客様の取引を強制的に終了させるための取引をいいます。

以 上

## 「通貨選択型の投資信託」とは？

### 1. 「通貨選択型の投資信託」の特徴について



- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。
- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、これらの収益源に相応してリスクが内在していることについて注意が必要です。

#### ① 投資対象資産による収益（上図 A 部分）

- ・ 投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合には、収益を得ることができます。
- ・ 逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、期待した収益が得られず、基準価額の下落要因となります。

#### ② 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図 B 部分）

- ・ 「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
- ・ 逆に、選択した通貨（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引

によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。

- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）や為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）は発生しません。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③為替変動による収益（上図C部分）

- ・上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・選択した通貨（円を除く）の対円レートが上昇（円安）した場合は為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は為替差損が発生します。

- 通貨選択型の投資信託が実質的に投資を行う「ハイ・イールド債」や「新興国債券」（債券の詳細については「2. 主な投資対象資産」をご参照）については、格付の高い債券に比べて相対的に利回りが高い一方、価格が大きく変動する可能性（価格変動リスク）や組入債券の元利金の支払遅延及び債務不履行（信用リスク）などが生じる可能性が高いといえます。

- なお、これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



\* 投資対象資産の価格の上昇/下落の要因は、資産の種類(債券、株式、不動産等)により異なります。

## 2. 主な投資対象資産について

---

➤ **ハイ・イールド債**

ハイ・イールド債 (High Yield Bond) とは、一般的に高利回りの債券を指します。なお、ハイ・イールド債は格付の低い債券で、BB格相当以下の格付（投機的格付）が付与されている場合が多く、信用リスクが相対的に高いという面があります。

➤ **新興国債券**

新興国債券とは、いわゆる新興国の政府及び政府機関等の発行する債券を指します。一般的に、新興国の金利は高い経済成長率等を背景として高水準であり、それに伴って新興国債券の利回りについても高く設定されています。一方で、先進国と比べて経済状況が脆弱であること等から、新興国債券の信用リスクは相対的に高くなっていることや、市場規模が小さいため流動性が低くなっていることがあります。

以 上

## 「毎月分配型の投資信託」とは？

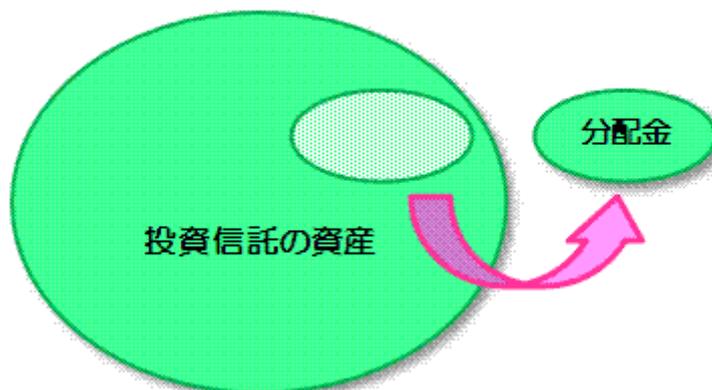
### 1. 「毎月分配型の投資信託」の特徴について

- 毎月分配型の投資信託は、1 ヶ月ごとに決算を行い、収益等の一部を収益分配金（分配金）として毎月分配する運用方針になっています。
- このような運用方針であるため、「投資信託の運用を続けながら、運用成果だけは毎月こまめに受け取りたい」というような投資家のニーズに合った商品といえます。
- ただし、分配金については、毎月の分配や分配金額が保証されているものではありません。
- 毎月分配型の投資信託への投資にあたっては、次に説明します「分配金の仕組み」を正しく理解することが重要です。

### 2. 「分配金の仕組み」について

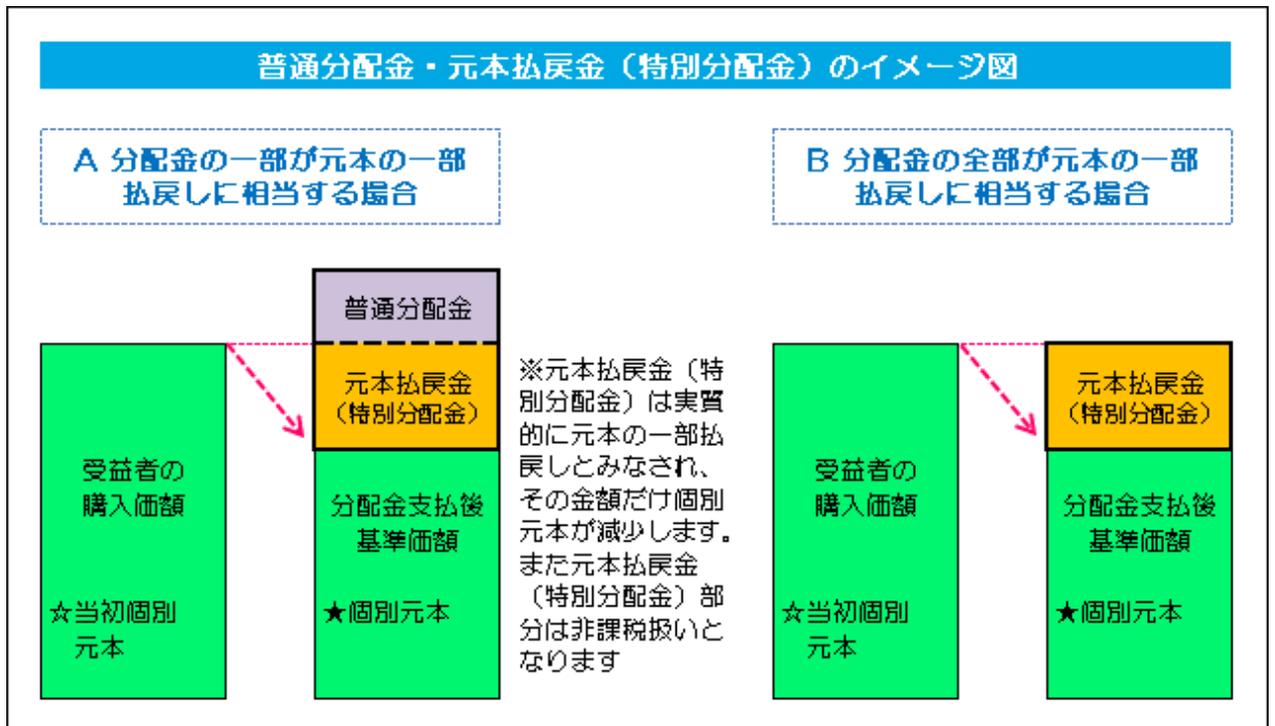
#### （1）分配金の支払いについて

##### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産の中から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
（詳細については、後述の「（4）分配金と基準価額の関係について」ご参照）
- 分配金の額は、投資信託の運用状況に応じて変動します。

(2) 普通分配金・元本払戻金（特別分配金）について



➤ 投資信託の分配金には、以下の2種類があります。

**普通分配金：** 個別元本（注）を上回る部分からの分配金です。

普通分配金は投資信託の元本の運用により生じた収益から支払われ、利益として課税対象となります。

**元本払戻金：** 個別元本を下回る部分からの分配金です。

**（特別分配金）** 元本払戻金（特別分配金）は、「投資した元本の一部払戻し」に当たるため、非課税となります。また、元本払戻金（特別分配金）の額だけ個別元本は減少します。

（注）個別元本とは、追加型投資信託における受益者毎の課税上の購入価額（手数料等は含まれません）をいいます。「個別元本＝受益者が投資信託を購入した時の基準価額」となり、同じ投資信託を複数回購入した場合や元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合等に修正されます。

### (3) 分配金に関する留意事項

- 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

**【分配対象額】**

- ① 配当等収益（経費控除後）
- ② 有価証券売買益・評価益（経費控除後）
- ③ 分配準備積立金（注1）
- ④ 収益調整金（注2）

（注1）分配準備積立金とは、上記①・②のうち、当期の分配金に充当されなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保し積み立てられ、次期以降の分配金に充当できる分配対象額となります。

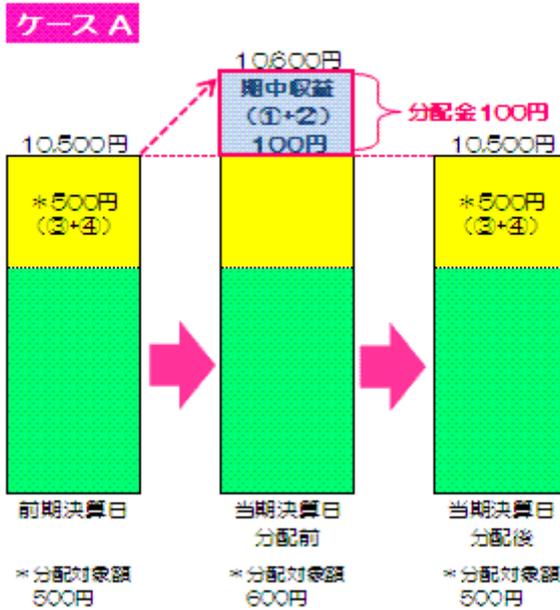
（注2）収益調整金とは、追加型投資信託において、追加設定により、既存受益者への分配可能額が減らないよう調整する（公平性を保つ）ために設けられているものです（追加信託の際、追加設定した価額から元本を差し引いた差額分）。

前期までの収益調整金の残高に、日々の設定・解約による収益調整金を加減したものが、当期末の分配対象額となります。

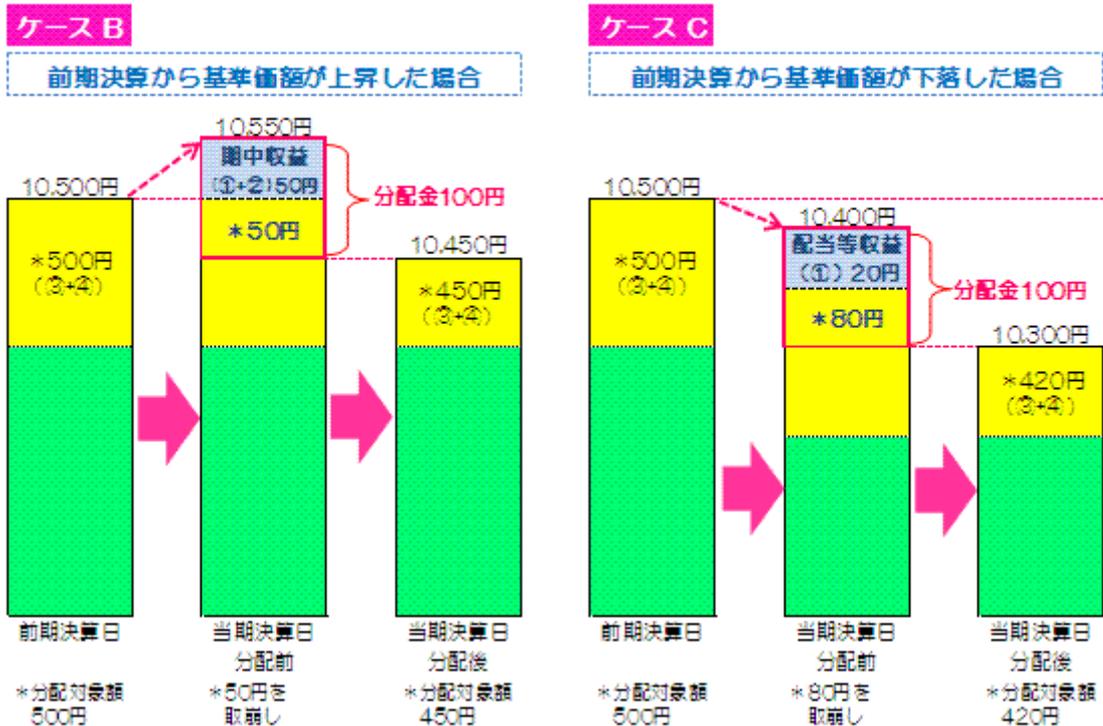
- 分配金については、あらかじめ一定の額の分配を約束されたものではなく、運用状況等によっては分配金が支払われない場合もあります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（上記①及び②）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における投資信託の収益率を示すものではありません。

(4) 分配金と基準価額の関係について

◇計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



◇計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



- 上表は、「分配金の支払に伴い、投資信託の基準価額がどのように変動するのか」を例示したものです。
- ケース A では、期中収益 100 円 (①+②) により、当期決算日における分配前の基準価額は 10,600 円に上昇しました。その後、期中収益 100 円から分配金 100 円を支払ったため、当期決算日における分配後の基準価額は 10,500 円となり、前期決算日と同額となりました。
- ケース B では、期中収益 50 円 (①+②) により、当期決算日における分配前の基準価額は 10,550 円に上昇しました。その後、期中収益 50 円に加えて、分配対象額の中 (③+④) から 50 円を取り崩して分配金 100 円を支払ったため、当期決算日における分配後の基準価額は 10,450 円となり、前期決算日と比べて 50 円減少しました。
- ケース C では、配当等収益 20 円 (①) と売買損益・評価損益▲120 円 (②) により、当期決算日における分配前の基準価額が前期決算日と比べて 100 円下落し、10,400 円となりました。その後、配当等収益 20 円に加えて、分配対象額の中 (③+④) から 80 円を取崩して分配金 100 円を支払ったため、当期決算日における分配後の基準価額は 10,300 円となり、前期決算日と比べて 200 円減少しました。
- なお、それぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日 (分配後) まで保有した場合の投資信託の損益を見ると、以下の通りとなります。

◇ケース A

分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0 円 = 100 円

◇ケース B

分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50 円 = 50 円

◇ケース C

分配金受取額 100 円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200 円 = ▲100 円

- A、B、C のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の騰落額」の合計額で判断することが重要です。

### 3. 「毎月分配型の投資信託」のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>○投資信託を売却せず、運用を続けながら、その運用成果を毎月こまめに受け取ることができます。</p> <p>⇒年金の足しにする、毎月の生活費やお小遣いの一部に充当する、等</p>	<p>○毎月の分配金には税金がかかるため、控除される税金の分だけ再投資額が少なくなり、投資の効率が悪くなります。</p> <p>⇒分配金を利用する予定がなく、分配金で同じ投資信託に再投資する、等</p>

以 上

## 投資信託の分配金利回りランキングの見方に注意！

- 金融商品取引業者等や投資信託の評価会社などがインターネット等で投資信託の分配金利回りランキングを公表しています。
- 「分配金利回り」の計算方法はいくつか考えられますが、

例えば、分配金利回りを

$(\text{過去1年間の分配金の累計額}) \div (\text{直近の基準価格}) \times 100\%$

で計算する場合、

元本の払戻し（特別分配金の支払）を行い、直近の基準価格が低ければ低いほど利回りが高くなり、利回りランキングでは上位に位置することになります。

	投資信託 A	投資信託 B
1年前の基準価額	10,000 円	10,000 円
過去1年間の 分配金累計額	500 円	500 円
直近の基準価額	10,000 円	8,000 円
年換算利回り	5% (500 円 ÷ 10,000 円 × 100%)	6.25% (500 円 ÷ 8,000 円 × 100%)

このように、1年前は同じ基準価額で1年間の分配金額も同じだった投資信託 A と投資信託 B を比べた場合、大きく値下がりをした投資信託 B の方が利回りが高く表示されてしまいます。

- このような分配金利回りランキングをみますと、投資家は、どうしても、ランキング上位の投資信託は、パフォーマンスが良い投資信託と判断してしまいがちですが、ランキング上位の投資信託が、必ずしもパフォーマンスが良い投資信託とは限らないことを御理解ください。
- 商品性をきちんと理解したうえで、取引を行いましょう。

以 上

## 個人向け社債の特徴やリスク、価格情報の入手方法

### 1. 個人向け社債の特徴

---

- 社債とは、企業が設備投資などの事業資金を調達するために発行する債券のことです。社債の多くは機関投資家向けに、最低購入単位が1億円程度で発行されますが、個人投資家でも購入できるように最低購入単位を100万円程度に小口化して発行したものが「個人向け社債」です。

### 2. 個人向け社債のリスク

---

#### ①元利金の支払いに関する注意点【信用リスク】

- 社債発行企業などが倒産した場合などには、当該社債の元本や利息の支払いが行われない場合があります。これを「信用リスク」といいます。社債の信用リスクをチェックするには、社債発行企業について関心を持つことが必要です。発行企業の事業内容や財務状況などに関する情報など投資者にとって重要な情報は、目論見書（もくろみしょ）や有価証券報告書あるいは適時開示情報などに記載されております（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）。
- 債券には多くの場合、第三者である格付機関が「格付け」を付与しています。これは、社債の発行者が利息や元本を予定通り支払うかの信用度を評価したものです。あくまでも格付機関が考える評価ですので、格付のみで判断できるものではありませんが、一定の目安にはなると考えられます。格付けの意味等については証券会社にお尋ねください。
- また、社債発行企業が上場会社である場合には、その会社の株価についても参考となります。たとえば、同じ業種の他の会社と比べて株価が顕著に値下がりしている場合などは、その企業の経営や財務状況に変化が生じているおそれもありますから注意が必要です。

## ② 金利変動が債券価格に与える影響【価格変動リスク】

- 景気動向、金融政策、為替・海外金利等によって、社債の市場価格は日々変動します。一般的に、金利が上昇すると市場価格が下がり、逆に、金利が低下すると市場価格は上がるという関係にあります。このように、市場価格が変動するリスクを「価格変動リスク」といいます。社債は原則として、償還（満期）まで保有すれば、元金が返ってきますが（倒産等のケースを除きます）、中途換金をする場合は時価での売却となりますから（次の③もお読みください）、値下がりにより損をすることがあります。購入時に今後の資金予定をよく確認し、ご自分に合った社債をお選びください。

## ③流動性リスク

- 社債は中途換金が可能ですが、市場環境の変化や信用リスクの変化（①もご覧ください）により流動性（換金性）が低くなることも考えられます。証券会社は、自社が販売した社債について、原則としてお客様の売却希望にお応えして買い取りを行います。しかしながら、その社債について、市況環境が著しく悪化している場合や、上記①の信用リスクが顕在化している場合には、その社債を買い付けていただけるお客様が容易には見込めないことなどから、証券会社も容易に買い取りに応じることができないことや信用リスクなどを算定した価格（かなり安値となります。）でしか買い取りに応じることができない場合もあります。当然、証券会社に対しても法令等で財務の健全性が要求されていますし、自社が損をすることを前提にお客様から社債を買い取ることはできません。したがって、購入した社債が売れない（誰も買い取ってくれない）というリスクもあることに御留意いただく必要があります。

## 3. 価格情報を知りたい場合

---

- 証券会社は、日本証券業協会の自主ルールに基づきまして、顧客から社債の価格情報の提供を求められた場合には、自社の店頭における取引提示価格を提示しなければならないこととなっていますので、まずは取引証券会社にお問い合わせください。

#### 4. 参考価格の情報提供（日本証券業協会の取組み）

---

- 社債の売買取引は、投資家と証券会社との相対（あいたい）取引であり、取引所における株式の取引と異なりまして、実際にどのような価格帯で取引されているのか把握することは困難です。
- また、社債については、満期保有目的で御購入されている方も多いことから、株式のように日々売買されるものではありません。さらに、社債は売買数量によって価格が異なることがあります。
- そこで、日本証券業協会では、公社債の店頭売買の際の参考に資するため、証券会社等から店頭気配（買い気配と売り気配の仲値）の報告を受け、それを統計処理した売買参考統計値（旧基準気配）を毎日発表しています。この売買参考統計値は、企業会計や税務会計等でも利用されている公示性の高い価格であります。しかし、同参考統計値は、額面5億円程度の売買の参考となる価格でありますことから、個人投資者が実際に取引を行う際の参考価格とするにはそぐわない場合もあります。そこで、日本証券業協会では、額面100万円程度の売買の参考となる「個人向け社債等の店頭気配情報」を発表しています。
- この個人向け社債等の店頭気配発表制度は、個人向けに発行された国内公募普通社債や国内公募円建外債（いわゆるサムライ債）の店頭気配について、引受幹事証券会社等から報告を受け、これに基づき、本協会が当該引受幹事証券会社等の報告値を発表するものです。これにより、個人投資者は、御自身が購入された社債等の流通市場における「各社毎の参考価格情報」を本協会ホームページにて一覽で御覧いただくことが可能となります。また、報告・発表される価格・利回りは、仲値（売り気配と買い気配の仲値）としています。
- なお、これらの価格はあくまでも参考値であり、証券会社はその価格での売買を約束するものではないことにご注意ください。

○公社債店頭売買参考統計値

<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/baibai/index.html>

○個人向け社債等の店頭気配情報

<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/keiai/index.html>

※いずれの参考価格の発表制度についても、日本国内で発行され日本国内で公募（募集）が行われた社債が対象となっておりますので、外国で発行された社債は対象外です。日本法人が外国で発行し、日本国内に持ち込んだ社債は、この制度の対象外となっております。

以 上

## 金融商品に関する広告について

### 1. 金融商品に関する広告

- 金融商品に関する広告は、金融商品取引業者等が、金融商品の販売を促進するために作成・利用するものであり、また、投資家にとっては、金融商品を知る際の入り口となる情報源でもあります。
- 広告には、法令や自主規制機関の規則により、記載すべき事項や記載要領などが定められています。（下の（参考）も御覧ください。）
- 広告に掲載されている内容について不明な点があれば、金融商品取引業者等に確認し、十分に理解したうえで投資するかどうかを決めましょう。
- 実際に投資を行う前に、以下のような点にも注意しましょう。
  - ・ 広告だけで判断せずに、他の資料を確認したり、金融商品取引業者等に説明を求めるなどして商品性やリスクをきちんと理解しましょう。
  - ・ 広告に表示された内容はすべてしっかり読みましょう。
  - ・ その金融商品のリスクについては不明な点なくなるまで、納得がいくまで、金融商品取引業者等から説明を受け、十分に理解してから取引するようにしましょう。

### 2. インターネットでの広告について

- インターネットのウェブ画面上のバナー（※）広告に表示された情報のみでは、一般的には金融商品の詳しいことはわかりません。バナー広告だけでなく、リンク先のページ（金融商品取引業者等の公式ページ）もよく読んだうえで取引をするようにしましょう。
- 例えば、単に「元本確保型」などと表示されている金融商品の場合には、リンク先のページにおいて、元本確保の定義や条件などをよく確認しましょう。さらに不明な点については電話などにより問い合わせをしたうえで、疑問点を伝え、説明を受

け、十分に理解したうえで取引をするようにしましょう。

- ソーシャルメディア（フェイスブックやツイッターなど）における広告も上記の同様です。リンク先のページ（金融商品取引業者等の公式ページ）をよく読んだうえで取引をするようにしましょう。また、リツイートのような第三者の書き込みなどは事実と異なる内容などが含まれている可能性もありますので、注意が必要です。

※バナー（英語：banner）とは、垂れ幕や横断幕と訳されます。

〇〇証券会社  
ABC 投資信託（毎月分配型）  
手数料キャンペーン中  
・・・詳しくはこちらへ

## (参考) 広告等に関する法令や自主規制ルールについて

金融商品取引業者等が金融商品に関する広告を作成する場合には、「金融商品取引法」や「不当景品類及び不当表示防止法」のほか、自主規制機関の自主ルールなどの様々な規制の適用を受けます。

例えば、金融商品取引法では、「広告等における表示事項」に関して、以下のような規制があります。

### (1) 広告等（広告及び広告類似行為）における表示事項

- ① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- ② 金融商品取引業者等である旨及び登録番号
- ③ 金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
  - イ. 手数料等の情報
  - ロ. 保証金等の情報
  - ハ. 取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報 など

### (2) 広告等の表示方法

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、上記(1)における表示事項を明瞭かつ正確に表示しなければならないこととされています。

### (3) 誇大広告の禁止

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み及び次の事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされています。

- ① 金融商品取引契約の解除に関する事項
- ② 金融商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- ③ 金融商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- ④ 金融商品取引契約に係る金融商品取引市場又は金融商品取引市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項
- ⑤ 金融商品取引業者等の資力又は信用に関する事項
- ⑥ 金融商品取引業者等の金融商品取引業の実績に関する事項
- ⑦ 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項 など

以上